

参加者の皆様からのご意見・ご質問とその回答

○：食品安全委員会

□：徳島県

- Q：正しい情報を提供してほしい。また、情報提供されるだけでは、なかなか理解できない。知識の差のある、いろいろな立場の人に判る説明をしていただきたい。**
- ：食品安全委員会では、ホームページを活用して、放射性物質に関する情報を提供させていただいています。ただし、ホームページをご覧になれない方もいるので、正確な情報を流してもらうことを目的として、マスコミ向けに勉強会を開催し、報道機関から正しい情報が提供されるように努めています。また、食品安全委員会には「食の安全ダイヤル」という、消費者等の皆様から食品の安全性に関する情報提供、お問い合わせをいただくための窓口もあり、食品健康影響評価に関する質問を中心に受けています。
- ：お配りしている資料の中に用語集があるかと思えます。専門用語がわかりにくいということでしたが、食品の安全に関わる用語集ということで作成させていただいております。
- ：福島原発事故による放射性物質の汚染問題は、食の安全安心、農産物への影響、人に対する影響など、幅広い分野に関係している。県では、3月18日に原子力対策プロジェクトチームというものを立ちあげ、そこで県民の皆さんに分かりやすい情報をお伝えしようということで、「放射能に関するQ&A」を作成しました。また、県で実施した検査等についても、ホームページやマスコミを通じて速やかに情報提供している。
- Q：情報提供してもらっても、その情報をどうやって活用したらいいのかわからない。検査結果のデータ、福島県の食品の検査結果の具体的な例も知りたい。**
- ：食品の検査結果については、厚生労働省のホームページにかなり詳しく載っています。私の住んでいる所では、福島県や北関東産の農産物を主体に販売されていて、私も気になって、ホームページで検査結果を確認しましたが、ほとんど検出下限値以下となっています。具体的な検出下限値についても示されているので、そういったデータを見ていただき、科学的に判断していただくのがよいかと思えます。
- Q：食品に放射能の分析結果を表示すれば、食品を選ぶ際にわかりやすいのではないか。**
- ：現在、分析する際にはサンプル検査的なものになっているので、個別に表示していくというのは難しいのではないかと。また、厚生労働省が暫定規制値を設定し、それを上回る食品は流通させないというリスク管理をしている。低レベルの、健康に影響のないレベルの数値を表示することにより、逆に食品に放射性物質が入っているということで、差別化されることもあるので一概に表示するのがいいとはいえないのではないかと。

Q：子どもや高齢者への影響について知りたい。

○：食品安全委員会の評価では、小児の期間については、放射線への感受性が成人より高い可能性があると評価しています。評価の過程でチェルノブイリのデータも詳しく見ており、白血病と甲状腺がんのリスクが高くなるデータもありました。ただ、どのくらいの線量を受けた場合にリスクが高くなるのか、被ばく線量の推定に不明確な点があり、評価書の中では数字として表せていません。子どもさんについては、リスク管理機関において、子どもへの配慮がされた管理措置が取られると考えています。

Q：放射性物質の理解のために、もっと低い世代、低年齢層から教育を始めて欲しい。

○：文部科学省において、10月14日付けで副読本ということで、小学校・中学校・高等学校向けの教材を作成しています。教師用の解説書も作成されているので、今後、小学校・中学校・高等学校における放射線等に関する指導が行われていくのではないかと思います。

Q：放射性物質を照射して品種改良をするのはやめるべき。食品や商品に利用されている放射性同位元素を表示する義務はないので、法的に規定をしてもらいたい。

□：食品衛生法での表示という部分と、放射性物質の食品に対する照射のことを言っているのですよね。現在、じゃがいもの発芽を防ぐという位置づけで、じゃがいものみに認められている。だが、私の記憶では、実際には行っていないと思う。

Q：じゃがいもの発芽の抑制には使っていないということですが、商品についてもたくさん使っているわけですよね。放射性物質も何十種類も使われているわけですから。それを使っているという表示の義務もない。こういうものの放射能の影響もどれだけ受けているかわからない。まず、そういういろいろな核種が使われているということを表示すべきだと思う。

○：放射線の利用については、食品の場合、先ほど県の課長さんが言った通り、日本ではじゃがいもだけに認められています。世界的に見ると、香辛料や食肉など、様々なものに許可されている状況です。放射線については食品だけではなく、いろいろな分野で使われていますが、そういったものは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律などに基づいて放射線に対する防護が図られるよう管理されています。

Q：低線量放射線による健康影響への評価結果案で、「信頼のおけるデータと判断することは困難」、「現在得られている知見からは困難」、「疫学データから有意なデータはなかった」となっている。安全と安心の間で、一番の根本原因は100ミリシーベルト未満はわからない、といわれている。しかし、ある程度のデータ、危険なデータが出ていないというデータもあると思う。この辺の案の表現を工夫していただいて、より安心できる、エビデンスに基づいた表現にしたほうがいいかと思う。

○：100ミリシーベルト未満の放射線による影響について言及できないことは、疫学研究で有意な差が出るのに必要な統計学的データが十分でないことに起因しています。一方、リスク

管理の立場で 100 ミリシーベルト未満の放射線による影響は、仮説を立てて、実際のリスク管理、放射線防護の対策がとられています。食品安全委員会では、食品分野のリスク分析の考え方である、評価と管理の分離、科学的知見の確実性に基づいて、仮説については採用せず、科学的知見が足りない部分については言及できないという評価をしたものです。評価結果については、食品安全委員会ホームページに評価の概要と Q & A を掲載していますので、参考にいただければと思います。

- Q：小さい子どもにもわかりやすく、という意見があったと思うが、少なくとも現時点では有害なデータは出ていないということで、踏み込んだ表現が許されるのであれば、よろしくお願ひしたい。
- ：科学的な知見が十分でない点については、リスク管理機関で配慮されるべきものと考えています。説明がわかりにくかった点については、率直に受け止めて今後反映できるよう改善していきたいと思ひます。